

令和8年度社会的養護自立支援拠点事業業務委託仕様書

本仕様書は、千葉県が、「令和8年度社会的養護自立支援拠点事業①（所在地：千葉市を想定）」及び「令和8年度社会的養護自立支援拠点事業②（所在地：葛南地域を想定）」の業務を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 事業の目的

措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うこと等により、将来の自立に結びつけることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は千葉県とし、7に掲げる事業内容を適切に実施することができると認めた者に委託して実施する。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

県内児童養護施設等及び受託事業者の事務所内他

5 事業の対象者

(1) 次のいずれかに該当する者であって、知事が支援を行うことが必要と判断した者とする。

なお、「令和8年度社会的養護自立支援拠点事業①（所在地：千葉市を想定）」と「令和8年度社会的養護自立支援拠点事業②（所在地：葛南地域を想定）」のどちらも、県全域の事業の対象者へ支援等を行うものとする。

- ① 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親へ委託されている者
- ② 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親への委託を解除された者
- ③ 児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ入所措置されている者
- ④ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設への措置を解除された者
- ⑤ 母子生活支援施設における保護を受けている者
- ⑥ 母子生活支援施設における保護を受けていた者
- ⑦ 児童自立生活援助の実施をされている者

- (8) 児童自立生活援助の実施を解除された者
- (9) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により一時保護が行われていた者
- (10) 法第 26 条第 1 項第 2 号又は第 27 条第 1 項第 2 号に規定される指導が行われていた者
- (11) 虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等であって、社会的養護自立支援拠点事業所（以下「事業所」という。）において支援が必要と認める者

6 実施体制

- (1) 本事業の実施に当たっては、支援コーディネーター（管理者）、生活相談支援員及び就労相談支援員を各 1 名以上配置すること。
- (2) 支援コーディネーター（管理者）は、事業所の適切な運営を管理するほか、対象者の将来の自立に向けて、支援計画の策定やその他支援全体を統括する者であり、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
 - イ 児童福祉事業又は社会福祉事業に通算 5 年以上従事した者
 - ウ 知事が、ア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者
- (3) 生活相談支援員は、居住、家庭、交友関係、将来に係る不安等に関する相談その他必要に応じた適切な支援を行う者であって、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 43 条各号のいずれかに該当する者（児童指導員の資格を有する者）
 - イ 知事が、アに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者
- (4) 就労相談支援員は、適切な相談・助言や情報の提供等により就労相談その他必要な支援を行う者であって、知事が適当と認める者とする。
- (5) 受託者は、児童等が利用しやすい時間帯や曜日等に配慮し、事業を実施すること。

7 事業内容

本委託業務は、児童養護施設等、里親、千葉県が実施する里親養育包括支援事業（フォースターリング）事業の受託事業者及びその他児童養護施設等退所児童等のアフターケアを実施している関係団体等と連携して、次の支援等を行うものとする。

なお、事業実施にあたっては、千葉県、千葉市及び船橋市と十分に協議して行うものとする。

(1) 相互交流の場の提供

- ① 対象者が、意見交換や情報交換、自助グループ活動を気軽に行うことができる場を提供し、必要に応じて対象者からの相談に応じる等の支援を行うこと。

その際、単に場を提供するだけではなく、事業所が主体となって相互交流する機会を企画・実施するよう努めること。

- ② 相互交流の場が、対象者にとって安心して過ごすことができ、心身の安全が確保された場となるよう努めるとともに、対象者同士や職員等とのトラブルを防止するため、利用における遵守事項をあらかじめ定めること。

(2) 支援計画の策定

- ① 生活や就労等に困難な課題を抱えており、事業所における継続的な支援が必要であると判断した者について、支援コーディネーター（管理者）は支援計画を策定すること。
- ② 支援計画の策定に当たっては、対象者の意向を十分に踏まえるとともに、対象者の心身の状況や生活状況など、必要な情報を収集した上でアセスメントを行い、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容や方法などを定め、事前に対象者に対して支援計画の内容を十分に説明し、対象者が主体的に取り組めるよう配慮すること。また、必要に応じて児童相談所や市町村（こども家庭センターを含む。）、児童福祉施設、医療機関、就業支援機関等の関係機関の意見を踏まえて策定すること。
- ③ 対象者の生活状況等に変化が生じた場合には、変化の状況に応じて速やかに支援計画の見直しを行うとともに、必要に応じて関係機関とも共有すること。
- ④ 支援計画の策定の有無にかかわらず、生活上の問題と求職上の問題は密接に関係することから、生活相談支援員と就労相談支援員が連携するのみならず、支援コーディネーター（管理者）も含め、対象者に必要な支援を行うこと。
- ⑤ なお、支援計画は、支援終了後、少なくとも5年間は適切に管理・保管すること。

(3) 相談支援

- ① 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題や、求職上の問題等について相談に応じ、必要に応じて他の関係機関と連携する等により支援を行うこと。
- ② 電話やメール、SNS等による相談など、対象者が相談しやすい環境づくりを行うとともに、SNS等を活用したプッシュ型の情報発信に努めること。また、電話やメール、SNS等による相談のみならず、通いによる支援のほか、アウトリーチ型支援（訪問支援）についても、必要に応じて実施すること。なお、相談を受けた際、単に情報提供や助言等を行うだけではなく、医療機関の受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援など、対象者のニーズに応じた適切な支援を行うこと。
- ③ 対象者に係る基礎的事項、相談内容及び支援状況等を記録するとともに、一定期間、適切に管理・保管すること。

(4) 法律相談支援

対象者が金銭トラブルや契約トラブル等を抱えている場合等、法律相談が必要

な場合に適切に支援できるよう、弁護士等を嘱託契約等により配置すること。

(5) 事例・データの収集、分析

- ① 退所児童等に対する支援に関して効果のあった事例やデータの収集・分析を行うこと。
- ② 収集・分析結果を踏まえ、関係機関と情報交換を実施し、千葉県におけるアフターケアのあり方について検討すること。
- ③ ②の検討結果について、千葉県、千葉市及び船橋市に報告すること。

(6) 広報活動

地域の児童等に対し、支援内容や所在地が明確に把握されるように広報活動を積極的に行うこと。

(7) 関係機関との連携促進

千葉県、千葉市及び船橋市と協力し、本事業の趣旨や実施方法等への理解醸成を目的として、関係機関へ研修等を実施する。

(8) 実績報告

本事業の進捗状況等を確認するため、受託者は、四半期毎に相談件数や活動内容を取りまとめた事業実績報告書を作成し、各四半期終了後速やかに提出すること。

(9) 事業完了報告

受託者は、事業が終了してから速やかに事業完了報告書、収支決算報告書及び他の必要な書類を提出すること。

8 設備

(1) 設備の種類

8に掲げる事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

- ① 事務室
- ② 相談室
- ③ 対象者が相互交流ができる設備
- ④ その他、事業を実施するために必要な設備

(2) 設備の場所

①「令和8年度社会的養護自立支援拠点事業①（所在地：千葉市を想定）」の場合
千葉市内に設備を設けることを想定したものとする。

②「令和8年度社会的養護自立支援拠点事業②（所在地：葛南地域を想定）」の場合

葛南地域（市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市）内に設備を設けることを想定したものとする。

9 関係書類の整備等

(1) 受託者は、次の帳簿を備えなければならない。

- ① 本事業実施に係る収支に関する帳簿
 - ② 事業対象者に対する支援の記録
 - ③ その他本事業実施に際して必要となる諸記録
- (2) 受託者は、委託期間満了後、県から指示があったときは、事業の対象者に対する支援の記録を県に引き継がなければならない。

10 事業の再委託

委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、委託業務の一部について再委託を行う場合は、次の各号について、あらかじめ県の承認を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称及び住所
- (2) 再委託を行う業務の範囲
- (3) 再委託を行う必要性
- (4) 契約金額

11 留意事項

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。
- (3) 3に定める委託期間終了後に県が本委託事業を委託する次の事業者が受託者でない場合には、受託者は当該事業の引き継ぎを委託期間内に適切に行うものとする。
- (4) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。
- (5) 採用になった企画提案は、必要に応じて一部変更する場合がある。
- (6) 児童等及び保護者の意向に配慮すること。
- (7) 児童等の個人の信条に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。
- (8) 個人情報等の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を順守すること。
- (9) 本委託事業に係る事務を処理するためのデータの取扱いについては、別記「データ保護及び管理に関する特記仕様書」を順守すること。
- (10) 事業所は、運営方針、職員の職務内容、支援内容、金銭及び物品管理の方法、対象者の権利擁護に関する事項等、運営規程を定めること。このほか、事業の実施に当たっては、「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」(令和6年3月30日付けこ支家第186号こども家庭庁支援局長通知)で示した内容を十分に踏まえて実施すること。
- (11) 事業所の職員は、対象者の意向を尊重するとともに、対象者との信頼関係の構築にも努めること。また、事業所は、対象者の権利擁護及び虐待防止を図るため、職員に対する研修の実施や、苦情を受け付けるための窓口の設置等、必要な措置

を講ずること。

- (12) 個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、法第 34 条の 7 の 2 第 5 項において、本事業に従事する者について守秘義務が課されていることを踏まえ、適切な対応を実施すること。
- (13) 関係機関で情報共有を行うことについて、対象者から支援開始時点等で同意を得ておくこと。ただし、同意を得られない場合においても、必要に応じて県（児童相談所を含む。）、市町村（こども家庭センターを含む。）及び要保護児童地域対策協議会など、関係機関で情報共有を行うこと。
- (14) 支援終了後、関係機関により引き続き支援を行う場合には、必要に応じて対象者の状況等について、丁寧な情報提供を行うこと。
- (15) 対象者が都道府県等の管内に居住していない場合であっても、緊急を要する場合には支援を行うこと。
- (16) 対象者が転居する場合においても、転居先の関係機関とも連絡調整を行う等、転居先においても必要な支援が行われるよう努めること。